

令和5年度新しい働き方移住支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、コロナ禍におけるリモートワーク等の新しい働き方を背景に地方移住への関心が高まっている状況を好機と捉え、東青地域移住・交流サポート協議会が、青森市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村からなる青森圏域連携中枢都市圏のエリア（以下「青森圏域」という。）に県外から移住した者に対し、当該年度の予算の範囲内で新しい働き方移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、青森圏域への移住・定住の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象市町村 青森圏域の市町村のうち、青森市、今別町、外ヶ浜町をいう。
- (2) 大学等 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校（専門課程を置く専修学校をいう。）その他の高等教育機関をいう。
- (3) マッチングサイト 青森県が運営する求職者向けインターネットサイト「A o m o r i J o b あおもりで働く。」をいう。
- (4) リモートワーク ICTを活用して住居、コワーキングスペース等の勤務先以外の場所（個人事業主の場合であって、開業場所が本人の住居の場合は、当該住居を含む。）において働くことをいう。
- (5) 同居の子 住民票上、支援金の交付対象者と同一世帯の者であって、対象市町村に転入した日において18歳に達する日以後の3月31日までの間にある者をいう。

(支援金の交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、県外から対象市町村に移住した者であって、次の第1号の要件及び第2号から第7号までに掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 次に掲げる移住等に関する要件のいずれにも該当すること。
 - ア 次に掲げる移住前に関する要件のいずれにも該当すること。
 - (ア) 対象市町村に転入する日の前日までの5年間のうち、通算2年6月以上県外に居住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として働いていたこと。ただし、当該5年間のうち、大学等に在学していた期間がある場合は、2年間を限度として勤務年数とみなすことができる。
 - (イ) 対象市町村に転入する日の前日まで連続して1年以上県外に居住していたこと。
 - イ 次に掲げる移住後に関する要件のいずれにも該当すること。
 - (ア) 第5条第1項に規定する支援金の交付申請日（以下「申請日」という。）から2年6月以上継続して転入市町村に居住する意思を有していること。
 - (イ) 申請日において、対象市町村への転入後1年以内であること。
- ウ 次に掲げる移住前及び移住後に関する要件のいずれにも該当すること。
 - (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

- (イ) 日本人又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - (ウ) 転入した対象市町村税に未納の額がないこと。
 - (エ) 対象市町村が交付する別表1に掲げる補助金等の交付対象者でないこと。
 - (オ) その他支援金の交付対象者として不適當でないこと。
- (2) 次に掲げる起業に関する要件のいずれにも該当すること。
- ア 事業内容について、青森圏域が設置する起業相談窓口にご相談し、起業したこと。
 - イ 法人登記及び法人設立の届出（個人事業主にあつては開業の届出）を行うこと。
 - ウ 転入市町村内に事業所等を置いていること。
 - エ 事業内容が公序良俗に反するものでないこと。
 - オ 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業でないこと。
 - カ 設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと。
 - キ あおもり移住起業支援事業費補助金の補助対象者の要件に該当しておらず、又は要件に該当し交付申請したが採択されていないこと。
- (3) 次に掲げる就業に関する要件のいずれにも該当すること。
- ア マッチングサイトに登録している求人により就業したこと。
 - イ 就業場所が転入市町村内に所在する事業所等であること。
 - ウ 就業先が就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人でないこと。
 - エ 週20時間以上の無期雇用の契約に基づいて就業していること。
 - オ 就業先に、申請日から2年6月以上継続して勤務する意思を有していること。
 - カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新たな就業であること。
- (4) 次に掲げるリモートワークに関する要件のいずれにも該当すること。
- ア 転勤、出向、出張、研修等の所属している企業等の命令でなく、自己の意思により移住したこと。
 - イ 転入市町村を生活の本拠とし、リモートワークにより移住する前の業務を引き続き行うこと。
- (5) 次に掲げる専門人材に関する要件のいずれにも該当すること。
- ア プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業したこと。
 - イ 就業先が青森市内に所在する事業所であること。
 - ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
 - エ 当該就業先において、移住支援金の申請日から2年6月以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - カ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (6) 次に掲げる関係人口に関するア又はイの要件のいずれかに該当し、かつ、ウの要件のい

ずれにも該当すること。

ア 本市での移住体験事業を経験していること。

イ 本市での移住相談（連携推進課、東京ビジネスセンター、本市が参加する移住相談イベント及びUターン就活サポートデスクでの相談を含む。）を転入前に2回以上行っていること。

ウ 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

（ア）次に掲げる就業に関する要件のいずれにも該当すること。

i 就業先が官公庁等でないこと。

ii 就業先が雇用保険の適用事業主であること。

iii 就業先が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）に定める風俗営業者でないこと。

iv 就業先が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと。

（イ）次に掲げる起業に関する要件のいずれにも該当すること。

i 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する風俗営業でないこと。

ii 設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと。

（7）次に掲げる関係人口に関するアからウまでの要件のいずれかに該当し、かつ、エの要件に該当すること。

ア 今別町の移住体験施設「今別町お試し暮らし住宅」の使用経験を有すること。

イ 郷土芸能「荒馬」やスポーツ等で複数回今別町への訪町経験を有すること。

ウ 「ラブいまべつ会」及び「青森今別会」等の今別町に所縁のある在京県人会又はこれに類する団体や荒馬等の関係団体に入会していること。

（交付対象経費及び交付額）

第4条 支援金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）及び支援金の額は、別表2に掲げるとおりとする。

2 支援金の額の算定に当たり、交付対象経費と同様の内容の手当が就業先から支給される場合は、当該支給額を交付対象経費の合計額から控除する。

（交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、転入した日から起算して1年を経過する日までの間に、令和5年度新しい働き方移住支援金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて東青地域移住・交流サポート協議会会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

（1）支援金の交付を受けようとする全ての者 次に掲げる書類

ア 転入前の居住地及び居住期間が分かる住民票または戸籍の附表

イ 転入前及び申請時の世帯の状況が分かる住民票

ウ 転入前に退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等の就業期間を確認できる書類

- エ 卒業証明書、成績証明書等の大学等への在学期間を確認できる書類(第3条第1号ア(ア)ただし書の規定により在学期間を勤務年数とみなす申請をする場合に限る。)
 - オ 個人情報確認同意書(様式第2号)
 - カ 交付対象経費の支出を証明する書類
 - キ 転入市町村税に係る納税証明書
 - ク その他、会長が必要と認める書類
- (2) 第3条第2号又は第6号ウ(イ)の要件に該当する者 次に掲げる書類
- ア 履歴事項全部証明書及び法人設立届の写し(法人の場合に限る。)
 - イ 開業届の写し(個人事業主の場合に限る。)
 - ウ 起業相談窓口にご相談した際に提出した書類及び当該相談内容が分かる書類(第3条第2号に該当する場合に限る。)
- (3) 第3条第3号、第5号又は第6号ウ(ア)の要件に該当する者 転入後の就業先の就業証明書(様式第3号)
- (4) 第3条第4号の要件に該当する者 リモートワーク申告書兼誓約書(様式第4号)(個人事業主の場合に限る。)
- (5) 第3条第5号の要件に該当する者 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用したことが分かる書類
- 2 会長は、前項の規定により提出しなければならない書類により証明すべき事実を対象市町村が保有する公簿により確認することができるときは、当該申請者の同意を得て、当該書類の添付を省略させることができる。
- 3 支援金の申請は、対象市町村への転入日から令和6年2月20日までの間に行うことができる。
- 4 支援金の交付決定を受けた者は、別表2(7)に掲げる経費に限り同一年度内に再度支援金の交付を申請することができる。
- 5 前項の規定により申請する者は、転入した日から起算して1年を経過する日までの間に、令和5年度新しい働き方移住支援金交付申請書(別表2(7)申請用)(様式第5号)に第1項第1号オからクまでに掲げる書類を添えて会長に申請しなければならない。
- 6 前項の規定による申請については、第1項(同項第1号オからクまでに掲げる書類を添えて申請する部分に限る。)の規定及び前2項の規定を準用する。

(交付の決定及び額の確定)

第6条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否の決定及び当該支援金の額を確定し、令和5年度新しい働き方移住支援金交付決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(支援金の請求及び交付)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、令和5年度新しい働き方移住支援金交付請求書(様式第7号)を会長に提出して請求するものとする。

2 会長は、前項の請求があった日から起算して30日以内に支援金を交付する。

(報告及び立入調査)

第8条 会長は、支援金の交付について必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は立ち入り調査をすることができる。

2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められたときは、居住状況報告書(様式第8号)を会長に提出しなければならない。

(返還請求)

第9条 会長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、新しい働き方移住支援金返還請求書(様式第9号)により、期限を定めて、支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。

(1) 虚偽の申請をした場合

(2) 申請日から2年6月を経過する日までの間に、転入市町村から転出した場合

(3) 申請日から6月を経過する日までの間に、第3条第3号又は同条第5号の要件を満たす職を辞した場合

2 前項の規定による返還請求額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次に掲げる場合 全額

ア 虚偽の申請をした場合

イ 申請日から1年6月を経過する日までの間に、転入市町村から転出した場合

ウ 申請日から6月を経過する日までの間に、第3条第3号又は同条第5号の要件を満たす職を辞した場合

(2) 申請日から1年6月が経過した日から2年6月を経過する日までの間に、転入市町村から転出した場合 半額

(返還の免除)

第10条 支援金の交付を受けた者は、前条第1項に規定する事由に該当するに至った原因が、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、新しい働き方移住支援金返還免除申請書(様式第10号)に当該事情を証する書類を添えて返還の免除を申請することができる。

2 会長は、前項の申請があったときは、返還の免除の可否に係る決定内容を新しい働き方移住支援金返還免除承認通知書(様式第11号)又は新しい働き方移住支援金返還免除不承認通知書(様式第11号)により当該申請者に通知する。

(取扱方法)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、この要綱は、令和5年4月3日から実施し、同年4月1日から適用する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月25日から実施し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の令和5年度新しい働き方移住支援金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後に転入した移住者に係る新しい働き方移住支援金の交付申請手続、交付対象経費及び当該支援金の額について適用する。

別表1 (第3条関係)

| 補助金等名称 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度青森市移住支援金 (令和4年4月20日実施) ・ 令和5年度青森市移住支援金 (令和5年4月3日実施) ・ 令和4年度青森市移住就農支援事業補助金 (令和4年4月1日実施) ・ 令和5年度青森市移住就農支援事業補助金 (令和5年4月1日実施) ・ 令和4年度青森市浪岡地区バドミントン移住学生支援金 (令和4年4月1日実施) ・ 令和5年度青森市浪岡地区バドミントン移住学生支援金 (令和5年4月1日実施) ・ あおもり移住支援事業における移住支援金 (令和3年6月29日実施) ・ 外ヶ浜町移住支援事業における移住支援金 (平成31年4月1日実施) |

別表2 (第4条関係)

| 交付対象経費 | | 支援金の額 |
|---|--|--|
| (1) 引越費 (転入前の住所地から転入後の住所地に家財道具等を搬送するに当たり、引越業者又は宅配業者等に委託し、又はレンタカー会社からトラック等の運送車両の借上げに要した経費をいう。) (2) 転居交通費 (転入前の住所地からの移動に要した経費であって、次の表に定める移動方法ごとの経費 (転入前の住居からJR最寄り駅までのバス運賃、タクシー運賃及び鉄道運賃並びにJR最寄り駅から転入後の住居までのバス運賃、タクシー運賃及び鉄道運賃を除く。) をいう。) | | 交付対象経費の合計額の 2 分の 1 の額 (その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) 又は 25 万円 (同居の子がいる場合は、令和4年4月1日以降に本市へ転入し、かつ、同日現在において 18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合にあって |
| 移動方法 | 対象経費 | |
| 主に鉄道 | 転入前の住居の最寄りの鉄道駅から転入市町村の鉄道駅までの鉄道運賃 | |
| 主に航空機 | 転入前の住居の最寄りの空港から青森空港までの航空運賃 | |
| 主に鉄道及び航空機 | 転入前の住居の最寄りの鉄道駅から最寄りの空港までの鉄道運賃、当該空港から青森空港までの航空運賃及び青森駅から転入市町村の鉄道駅までの鉄道運賃 | |
| 主に高速バス | 高速バス運賃 | |

| | | |
|--|--|---|
| 自家用車 | 自家用車の燃料又は電気代（移動距離 1km 当たり 37 円を上限とする。）及び有料道路通行料 | は、18 歳未満の者 1 人につき 5 万円、令和 5 年 4 月 1 日以降に本市へ転入し、かつ、同日現在において 18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合には、18 歳未満の者 1 人につき 25 万円を加算した額）のいずれか低い額とする。 |
| 自家用車及び船舶 | 自家用車の燃料又は電気代（移動距離 1km 当たり 37 円を上限とする。）及び船舶運賃（旅客運賃及び車両運賃をいう。） | |
| 上記のいずれにも該当しないもの | 会長が必要と認めた経費 | |
| <p>(3) 住宅購入費（転入後最初に入居する住宅の購入費（仲介手数料含む。）、新築工事費、リフォーム工事費をいう。）</p> <p>(4) 住宅賃借料（転入後最初に入居する住宅の賃貸借契約に当たり発生した初期費用（敷金を除く。）、契約に基づき最初に支払う必要がある月数分の恒常的な経費（家賃、共益費、駐車場代、火災保険料、マンション管理費等をいう。）をいう。）</p> <p>(5) リモートワーク環境整備費（住居のリモートワーク環境整備に要した経費のうち、パソコン、ネットワーク機器、ケーブル、ケーブル配管等の購入費、配線・回線工事費、契約料・登録料等リモートワークの実施に必要と認められる費用（通信料を除く。）をいう。）</p> <p>(6) 自身が制作した作品を販売する者である場合、作品制作環境整備費（住居の作品制作環境整備に要した経費のうち、作品の制作に必要と認められる費用（リースなど継続的にかかる費用を除く。）</p> <p>(7) 次の表に掲げる除排雪に必要な用具、暖房器具、自家用車用冬季用品の購入及び設置等に要する経費として会長が必要と認めた経費</p> | | |
| 除排雪用具 | スノーダンプ、スコップ、ツルハシ、ソリ等 | |
| 暖房器具及び設置 | ストーブ、エアコン、こたつ、ホットカーペット | |
| スタッドレスタイヤ等自家用車冬季用品、取り付け | タイヤ・ホイール購入取り付け、冬ワイパー、エンジンスターター、スノーブラシ、スタック脱出ラダー、牽引ロープ等 | |